

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年11月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所        |
|   |          | 氏名        |
| 2 | 損害賠償の額   | 金26,145円也 |
| 3 | 損害賠償の原因  |           |

平成24年 9 月26日盛岡市立大宮中学校東側水田において、稲刈作業中、同中学校サッカー部のボールが稲刈機の上部搬送部に挟まり、相手方の所有する稲刈機を損傷させたことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年11月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月20日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
  
- 2 損害賠償の額 金90,466円也
  
- 3 損害賠償の原因

平成24年10月19日盛岡市中野一丁目28番地内の市道中野一丁目・二丁目線において、市有車のドアを開けたところ、後方から走行してきた車両に接触し損傷させたことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年11月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
有機物資源活用施設整備（建築主体） 工事その 3	契約金額「198,450,000円」を 「201,464,550円」に改める。	平成24年11月27日